

区立保育園における中核園の役割について
～地域で取り組む保育の質の向上～

令和元年6月

杉 並 区

はじめに

- 杉並区の保育は、平成30年4月に「待機児童ゼロ」を実現しましたが、女性の就業率の推移等から今後も保育需要は増加すると見込んでいます。
- 今後も「待機児童ゼロ」の継続に取り組むとともに、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整備するため、引き続き認可保育所を核とした施設整備に取り組む必要があります。
- 一方、待機児童解消対策に伴う保育施設の整備により、平成31年4月現在、認可外保育施設を含めると、区内全域で200か所を超える保育施設が存在しており、これらの保育施設における保育の質の維持・向上が求められています。
- そのためには、区立・私立、認可・認可外の別を問わず、各地域における保育の質の確保に向けた取組体制の整備が必要不可欠です。
- こうしたことから、本庁における巡回訪問による相談・助言、指導検査及び実務研修の実施に加えて、令和2年4月に区立保育園7園を「中核園」として位置づけ、地域における保育施設間の連携・情報共有等の促進等、保育内容の向上に向けて、取り組むこととしました。

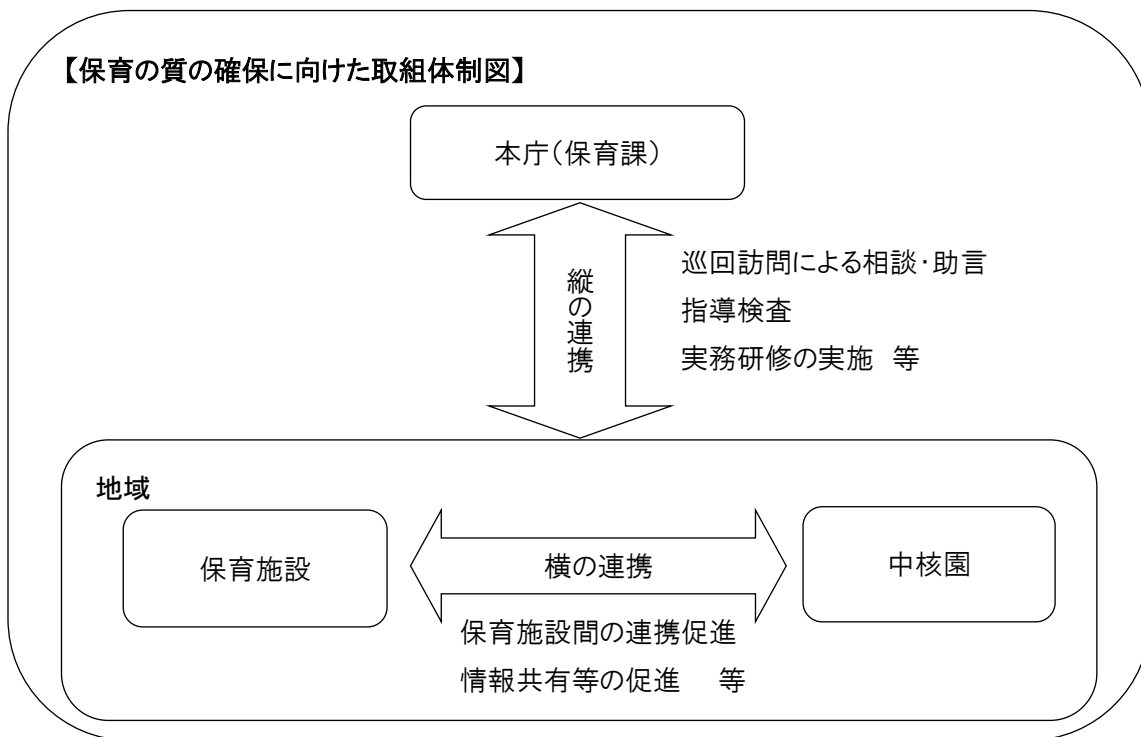
目次

第1章 中核園の役割と指定.....	3
1 中核園の役割.....	3
2 中核園の指定.....	3
①中核園の指定における基本的な考え方.....	3
②指定する中核園.....	3
③中核園以外の区立保育園の役割.....	4
3 地域連携の対象とする保育施設.....	4
第2章 保育の質の維持・向上を図るための中核園の取組.....	5
1 保育施設間の連携促進.....	5
①地域懇談会の企画・開催.....	5
②研修による職員の資質向上.....	5
③子ども・保育士等の交流の促進.....	6
④保育環境を活用した遊ぶ機会の提供.....	7
2 情報共有等の促進.....	7
①保育内容に関する身近な相談窓口.....	7
②安全対策に関する情報提供.....	7
③「(仮称)中核園だより」の発行.....	8
3 代替保育の提供.....	8
第3章 中核園の取組における計画策定と実施状況の振り返り等.....	9
1 中核園における年間計画の策定及び取組の振り返り.....	9
①年間計画の策定.....	9
②取組の報告.....	9
③取組の振り返り.....	9
2 本庁による中核園の取組の支援.....	9
①助言等による支援.....	9
②中核園連絡会の開催.....	9
3 各保育施設からの意見収集.....	10
①アンケートの実施.....	10
②巡回訪問による意見収集.....	10

第1章 中核園の役割と指定

1 中核園の役割

○中核園は、保育の質の確保を図るため、地域における保育施設間の連携・情報共有等の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担います。



2 中核園の指定

①中核園の指定における基本的な考え方

○7地域の標準生活圏域をベースに地域バランス等を考慮し、区立保育園7園を「中核園」として指定します。

○中核園の指定は、当面、令和2年4月に7地域に1園ずつ指定することとし、その後の取組状況を踏まえ、今後の指定拡大等を検討します。

②指定する中核園

○杉並区内における中核園の位置に関しては、参考資料1「保育施設配置図」(P11)に掲載しています。

地域	井 草	西荻窪	荻 窪	阿佐谷	高円寺	高井戸	方南・和泉
園名	四 宮 保 育 園	西 荻 北 保 育 園	荻 窪 東 保 育 園	阿 佐 谷 東 保 育 園	高 円 寺 東 保 育 園	久 我 山 保 育 園	和 泉 保 育 園

③中核園以外の区立保育園の役割

- 経験豊富な職員の知識や充実した保育環境、地域の情報を活用し、保育内容の向上に向け、中核園の取組を補佐します。

3 地域連携の対象とする保育施設

- 中核園の地域連携の取組における対象施設は以下のとおりです。
- 各保育施設の属している地域は、参考資料2「対象施設一覧」(P12～20)に掲載しています。

【対象施設】

- | | | |
|---------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| ①認可保育所
(児童福祉法第39条) | ②小規模保育事業所
(児童福祉法第6条の3) | ③事業所内保育事業所
(児童福祉法第6条の3) |
| ④家庭的保育事業所
(児童福祉法第6条の3) | ⑤区保育室
(区保育室事業実施要綱) | ⑥区定期利用保育施設
(区定期利用保育事業実施要綱) |
| ⑦家庭福祉員
(区家庭福祉員制度要綱) | ⑧家庭福祉員グループ
(区家庭福祉員グループ制度要綱) | ⑨グループ保育室
(区グループ保育室事業運営要綱) |
| ⑩認証保育所
(都認証保育所事業実施要綱) | ⑪企業主導型保育事業所
(企業主導型保育事業費補助金実施要綱) | ⑫ベビーホテル
(児童福祉法第59条の2) |

第2章 保育の質の維持・向上を図るための中核園の取組

1 保育施設間の連携促進

子どもへの豊かな体験及び保育施設で勤務する職員の資質の向上を図り、より質の高い保育を提供するため、中核園が地域の保育施設間を繋ぐ役割を担います。

- ◎中核園が開催する地域懇談会では、施設長同士の交流を深め、各保育施設の抱える課題を共有し、互いの保育を支え合う関係づくりをします。
- ◎中核園では、保育現場の声を汲み取り、より実践的な研修を企画・開催し保育士や看護師等の学びの機会を増やします。
- ◎中核園が、保育施設間の交流の機会を調整し、集団保育等を通じて、子どもに豊かな経験を提供します。

①地域懇談会の企画・開催

- これまで本庁において企画・開催してきた地域懇談会を、各地域の中核園が時期を調整して実施することで、年2回の開催から年4回(4月・7月・11月・2月)に増やし、地域の実情に応じた懇談会へと発展させます。
- 各保育施設の施設長が参加し、各保育施設が抱える課題の共有や解決に向けた意見交換をします。
- 意見交換を通じて、地域の保育施設間がより親密な関係となることを目指します。

②研修による職員の資質向上

*中核園が実施する研修

- 現在、専門性を高めることを目的として、本庁では座学を中心とした実務研修や講習会を開催しています。中核園では、これらの研修等で学んだことを、実践で役立てるために保育実技を中心とした研修を年2回程度開催します。また、(仮称)就学前教育支援センターで実施する就学前教育研修の活用も図っていきます。
- 地域懇談会での意見交換等を受けて、保育施設の課題に応じた研修を企画します。
- 各保育施設の職員1～2名が研修に参加し、学びを自分の施設へ還元できるようにします。

【中核園が実施する研修の事例】

- ・ 0歳児の保育、乳児の遊び、集団遊び
- ・ 保育の振り返り、保育実践の討議 …等

* 中核園以外が実施する園内研修の情報提供、相互参加

- 各保育施設で行われている園内研修は、他の保育施設で勤務する保育士や看護師等にとっても重要な学びとなります。
- 中核園が、合同で開催できる園内研修の情報を集約し、地域の各保育施設へ発信することで、研修への相互参加を促進します。

【園内研修の事例】

- ・ 積み木を活用した構成遊びの学び
- ・ リズムを通した子どもの身体づくり
- ・ 離乳食や食事について …等

③子ども・保育士等の交流の促進

* 子どもの交流

- 区立保育園では、地域の区立保育園間で年長児の交流(3園交流、4園交流等)を計画的に行ってききましたが、中核園が交流を企画・調整することで、地域の保育施設を含めた子どもの交流を促進していきます。
- 大きな集団での遊びや普段交流を持たない子どもとの遊びを通じて、子どもの成長にとって豊かな体験を提供します。
- 年長児に関しては、就学前の顔合わせとして就学前交流を図り、小学校への円滑な接続を目指します。

【子どもの交流の事例】

- ・ 異年齢児との交流
- ・ 集団遊びや就学前の年長児の交流
- ・ 小学校との交流体験 …等

* 保育士等の交流

- 保育士にとっては、他の保育施設での保育の様子を見て、それぞれの特色を知り自分の施設の保育を振り返ることが貴重な体験となります。
- 保育士が相互に訪問し、他の保育施設での保育や環境設定を学びあえるよう、中核園が調整します。
- また、看護師や栄養士等の専門職についても、交流の機会を設け専門的な対応を学ぶ機会とします。

【保育士等の交流の事例】

- ・ 保育体験を通じた危機管理の対応、配慮事項、衛生管理などの学びあい
- ・ 園見学を通じた安全性に配慮し、年齢に応じた保育環境(人的・物的)や遊具を活用した学びあい
- ・ 子どもへの配慮、声掛け、かかわり方など、スキルアップのための学びあい

④保育環境を活用した遊ぶ機会の提供

- 地域には園庭等がない保育施設があります。
- 豊かな環境にある保育施設が園庭や水遊びの場を提供することにより、子どもにより豊かな経験ができます。
- 中核園が園庭開放等の情報を集約し、各保育施設に発信することで無理のない距離や規模で子どもに遊ぶ機会・体験を提供します。

【遊ぶ機会の提供の事例】

- ・ 園庭開放を利用した遊ぶ機会の提供
- ・ 水遊びの場を借りた遊ぶ機会の提供

2 情報共有等の促進

中核園が、情報発信の拠点となり、保育内容に関する相談・助言を行うことで、より地域の実情に応じた情報を共有していきます。

- ◎中核園が身近な相談窓口となり、各保育施設との連携を深め、保育の相談が気軽にできる関係づくりをします。
- ◎中核園は、迅速な危機管理情報の発信や地域の実情に応じた危機管理対応についてもきめ細やかに各保育施設に提供します。

①保育内容に関する身近な相談窓口

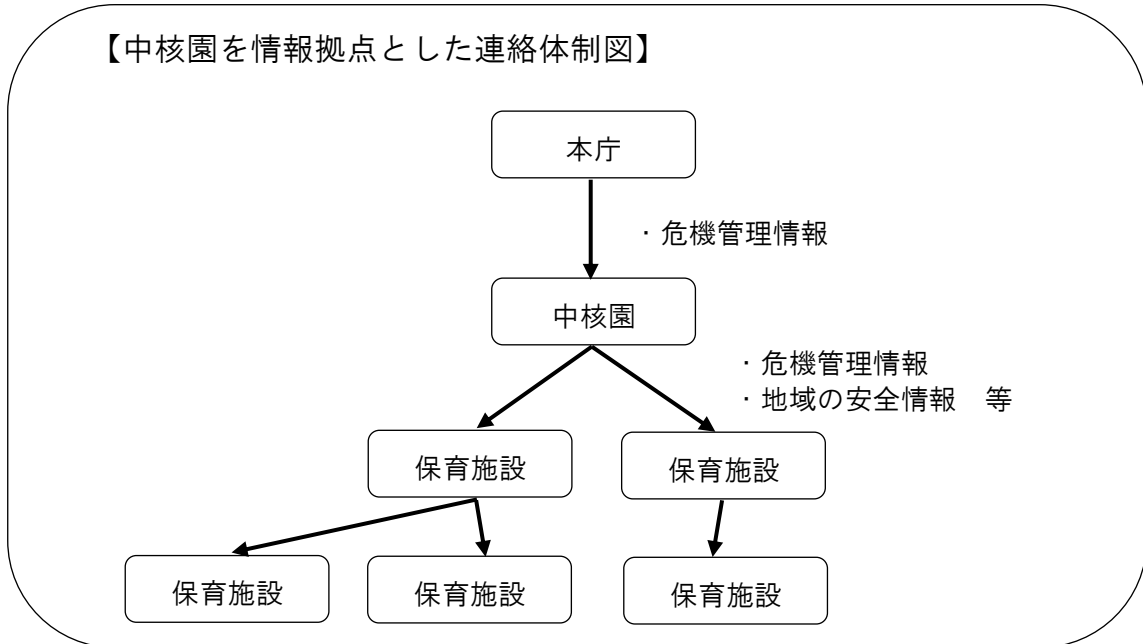
- 本庁では、施設長及び保育士からの日常的な保育に関する相談に応じるため、すぎなみ保育サポートライン(専用電話相談窓口)を運営してきましたが、中核園がこうした相談に応じ、区立保育園における保育の方法や地域の実情に応じた助言をしていきます。
- また、中核園が保育サポートラインを運営することで、保育施設間の繋がりを深め、気軽に相談できる関係性を築いていきます。
- なお、法令や制度の理解など区として統一的な見解が求められる疑問や、事故や保護者対応などの重大な案件については、引き続き本庁が相談に応じていきます。

②安全対策に関する情報提供

- 中核園を中心とした情報連絡体制を整備し、中核園から地域の各保育施設に情報の伝達・共有をしていきます。
- 本庁から発信してきた緊急性の高い情報は、地域における保育施設間の継走連絡により、迅速に各保育施設に知らせます。

- 散歩の際の危険箇所や広域避難場所等、地域に特化した安全対策の共有を図ります。

【中核園を情報拠点とした連絡体制図】



③「(仮称)中核園だより」の発行

- 地域ごとに「(仮称)中核園だより」を年2回(5月・10月、初年度は1回)発行し、中核園や地域の保育施設における取組・イベント等を、地域の保育施設にお知らせし、情報共有を図ります。

3 代替保育の提供

地域型保育事業所において、職員の病気、研修受講等により保育を提供することができない場合に、児童福祉法に基づく連携施設として中核園による代替保育を提供します。代替保育の提供は、有償となります。

第3章 中核園の取組における計画策定と実施状況の振り返り等

地域の実情に応じた取組となるよう、地域の保育施設と共に保育の質の向上に向け年間計画等を考えてきます。

◎地域の保育施設の状況を踏まえ、各中核園が年間計画を策定し、段階に応じた取組状況等の振り返りをします。

◎本庁は、各中核園の取組状況を踏まえ、助言等により、中核園の取組を支援します。

◎地域の保育施設からの声を汲み取り、中核園の取組に活用していきます。

1 中核園における年間計画の策定及び取組の振り返り

①年間計画の策定

○年間計画の策定に当たっては、地域懇談会等を通じて共有した保育施設の状況や課題を踏まえ、地域の実情に応じた取組目標を設定します。

○策定した年間計画は、地域懇談会等で各保育施設と本庁に共有します。

②取組の報告

○毎月の取組を報告書に記録し、本庁に報告します。

③取組の振り返り

○取組状況等の振り返りを年2回(中間・総括)実施します。

○取組状況等の振り返りでは、取組項目別に実施内容、実施状況及び取組の成果を確認し、振り返りの結果を本庁に報告します。

2 本庁による中核園の取組の支援

①助言等による支援

○中核園から報告された毎月の取組の報告や振り返りの結果を踏まえ、助言等により、中核園の取組を支援します。

○本庁職員が、中核園を巡回し、取組状況の確認や中核園の取組に関する相談に応じる等により支援します。

②中核園連絡会の開催

○地域により、中核園の取組に差が生じないよう、各地域が抱える課題の共有や解決に向けた意見交換の場として、中核園連絡会を定期的で開催します。

3 各保育施設からの意見収集

①アンケートの実施

- 地域連携の対象施設に向けて、中核園の取組に関するアンケートを実施し、意見を収集します。
- アンケート結果は、地域別に集約し、各保育施設に公表すると共に、今後の中核園の取組において活用していきます。

②巡回訪問による意見収集

- 本庁で実施する巡回訪問において、各保育施設から中核園の取組に関する意見を収集します。
- 収集した意見は中核園連絡会等を通じて、各中核園と共有し、今後の取組に活用していきます。